

米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を抑制することにより、地域の生活環境の保全を図るとともに、殺処分される猫を減らすため、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる者に対し、米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「飼い主のいない猫」とは、その所有者又は占有者（飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。

2 この要綱において「不妊去勢手術」とは、精巣の摘出手術又は卵巣若しくは卵巣及び子宮の摘出施術であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 県内にある診療施設において行われるものであること。

(2) 当該手術又は施術と同時に、耳先の一部の切除を行うこと。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる事業とする。

2 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に係る飼い主のいない猫1匹につき、当該補助事業に要する費用の2分の1に相当する額（100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てて得た額）又は1万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施する前に、補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該交付申請の内容が適当であり、かつ、当該交付申請をした者が第3条第2項に定める要件に該当すると認めるときは、当該交付申請をした者に対し、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

3 市長は、補助金の交付決定をしたときは、当該補助金の交付申請をした者に対し、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 補助金の交付申請に係る規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）補助金の増額を伴う変更

（2）前号に掲げるもののほか、補助事業の内容に重大な影響を及ぼす変更

（着手届）

第8条 補助事業については、規則第13条第1号の規定により、同条に規定する補助事業等着手届出書の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る補助事業を完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、同項の報告の内容が適当であると認めるときは、当該補助事業者に対して交付すべき補助金の額を確定するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、当該補助事業者に対し、補助金確定通知書（別記様式第4号）により、その旨及び当該確定した補助金の額を通知するものとする。

（補助金の支払の請求）

第11条 補助事業者は、前条第3項の規定による通知を受けた後、市長に対し、補助金支払請求書（別記様式第5号）により当該通知に係る補助金の支払を請求するものとする。

(支払方法)

第12条 補助金の支払は、補助事業者が指定する金融機関を通じ、その口座に振り込む方法により行うものとする。

(損害の負担)

第13条 補助事業者が補助事業の実施に当たり第三者に与えた損害は、全て当該補助事業者の負担とする。

(規定外事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。